研修指導業務委託契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「委託者」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「受託者」という。）は、以下のとおり研修指導業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

委託者は、受託者に対し、第 2 条に定める内容の研修指導業務（以下「本件研修指導業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

第 2 条（研修指導業務）

委託者が受託者に委託する本件研修指導業務は、次の各号に定める事項に関するものとし、その具体的内容は委託者及び受託者が別途協議の上、書面にて定めるものとする。

(1) 委託者の代理店研修（5 時間×3 日間）
(2) 委託者の取扱サロン研修（5 時間×2 日間）
(3) 受講者の希望により、前 2 号の研修に追加して行われる研修（1 時間単位とし、具体的内容については委託者と受講者による協議により決する。）
(4) 第 1 号及び第 2 号の研修に係る各試験（座学、技術）に不合格であった場合に行われる追加試験の実施（時間については、委託者と受講者による協議により決する。）
(5) 前各号のほか委託者及び受託者が別途合意する事項に関する研修指導

第 3 条（対価）

1. 委託者は、受託者に対し、前項第 1 号の対価として、受講者 2 名までにつき、金 110,000 円（消費税込）を支払う。
2. 委託者は、受託者に対し、前項第 2 号の対価として、受講者 2 名までにつき、金 66,000 円（消費税込）を支払う。
3. 委託者は、受託者に対し、前項第 3 号の対価として、1 時間ごとに金 11,000 円（消費税込）を支払う。
4. 委託者は、受託者に対し、前項第 4 号の対価として、試験（座学・技術）毎に、金 22,000 円（消費税込）を支払う。
5. 前項の対価は、本件研修指導の終了後 30 日以内に、受託者の指定する銀行口座へ振込んで支払うものとする。なお、振込手数料は、委託者の負担とする。

第４条（費用負担）

受託者が本件研修指導業務を行うために要する費用は、委託者及び受託者が別途合意したものを除き全て受託者の負担とする。ただし、交通費及び宿泊費については、次の各号に定めるものとする。

(1) 委託者の本社にて第 2 条に定める各研修指導業務が実施される場合には、受託者の自宅から委託者の本社までの交通費（合理的な経路に要する往復交通実費）

(2) 委託者の本社以外で第 2 条に定める各研修指導業務が実施される場合には、受託者の自宅から当該研修指導先までの交通費（合理的な経路に要する往復交通実費）

(3) 前号の場合で、宿泊を伴う場合の宿泊費（合理的な宿泊費実費）

第５条（再委託の禁止）

1. 受託者は、委託者の事前の書面による承諾なく、本件研修指導業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
2. 受託者は、再委託先が本契約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、再委託先に対して本契約上の受託者の義務と同等の義務を負わせるものとし、再委託先による業務の実施等一切の行為に関して、受託者が為したものとして、委託者に対し一切の責任を負う。

第６条（秘密保持）

1. 受託者は、本件研修指導業務に関して知り得た委託者の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、委託者の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならず、また職務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。なお、秘密情報の開示の方法は、書面、口頭、電磁的媒体等その態様を問わない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当しない。
   (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
   (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
   (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
   (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
   (5) 委託者から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定にかかわらず、受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。
   (1) 委託者又は委託者の関係会社の役職員又は弁護士、会計士若しくは税理士等に対して、職務の遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。但し、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとする。

(2) 法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、受託者は、委託者に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならないものとする。

第 7 条（個人情報の保護）

1. 本契約における個人情報とは、委託者及び受託者が本件研修指導業務を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
2. 委託者及び受託者は、本件研修指導業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本契約の定めを遵守して、本件研修指導の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本件研修指導の目的以外に、これを取り扱ってはならない。
3. 委託者及び受託者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、委託者及び受託者は、個人情報を、本件研修指導の遂行のためにのみ使用、加工、複写等するものとし、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
4. 委託者及び受託者において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

第 8 条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から 1 年とし、期間満了の 1 か月前までに委託者及び受託者のいずれからも契約を終了する旨の申し出がない場合は、自動的に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第 9 条（損害賠償責任）

受託者は、故意又は過失により本契約に関して委託者に損害（弁護士費用を含むが、これに限られない）を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとする。

第 10 条（期間内解約）

1. 委託者は、受託者に対して、解約日の 1 か月前までに書面により通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。
2. 前項の場合でも、委託者は、受託者に対して、解約を理由に受託者が被った損害について、損害賠償責任を負わないものとする。

第 11 条（解除）

1. 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当した場合には何らの催告を要しないで直ちに本契約及び委託者及び受託者間の別の契約（以下「本契約等」という。）の全部又は一部を解除することができる。
   (1) 本契約等に違反し、相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反を是正しないとき
   (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき
   (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け、又はこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき
   (4) 支払停止、支払不能に陥ったとき
   (5) 自ら振出し若しくは裏書した手形・小切手が 1 度でも不渡りとなったとき
   (6) 資本減少、主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき
   (7) 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき
   (8) 解散し、又は事業を廃止したとき
   (9) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、委託者受託者間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき
   (10) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき
   (11) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき
2. 前項に定める解除は、受託者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
   (1) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと
   (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
   (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
   (4) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
   (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
   (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを表明し、かつ保証する。
   (1) 暴力的な要求行為。
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
   (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
   (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
   (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 委託者又は受託者は、相手方が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。
4. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償するものとする。
5. 第 3 項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

第 13 条（協議）

本契約に定めのない事項が生じた場合及び本契約の内容の解釈に疑義又は相違が生じた場合、委託者及び受託者は、互いに誠意を持って協議し、その解決を図るものとする。

第 14 条（合意管轄）

本契約に関する委託者受託者間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じ、委託者の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

第 15 条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第 6 条（秘密保持）、第 7 条（個人情報の保護）、第 9 条（損害賠償責任）、第 13 条（協議）、第 14 条（合意管轄）及び本条（存続条項）は有効に存続するものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、本契約当事者双方記名押印の上各１通を保有する。

2022 年　　月　　日

委託者：

受託者：